

磐田市告示第340号

磐田市地域包括支援センター設置要綱（平成26年磐田市告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月21日

磐田市長 草地博昭

第6条第2項中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

附 則

この告示は、令和8年11月2日から施行する。